

(名称等)

- 第1条 1. この会は、日本小児脂質研究会と称する。
2. 当会の会計年度は1月1日から12月31日までとする。

(事務所の位置)

- 第2条 この会は、事務所を運営委員長の指定するところに置く。

(目的)

- 第3条 この会は、小児の脂質生化学及びこれに関連のある研究の促進または学際領域との連携提携を図りもって学術の発展と小児の健康増進に寄与することを目的とする。

- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会例会などの開催
- (2) その他目的を達成するための必要な事業

(会 員)

- 第5条 1. 正会員は、この会の目的に賛同する研究者で、細則に定める会費を納めたものとする。
2. 名誉会員は、この会に対して特に功労にあったものなど、運営委員会の議決を経て名誉会員とすることができる。

(入会手続き)

- 第6条 入会希望者は、所定の手続きを経て事務局に申し込まなければならない。なお、退会しようとするものは、その旨を事務局に申し出たものとする。

(資格喪失)

- 第7条 1. 会員が死亡または退会したときは、その資格を失う。
2. 会費を2年以上滞納し、督促に応じなかった場合には運営委員会で協議して退会とさせる。

(会 長)

- 第8条 会長は、運営委員の推薦により毎年選出され、研究会の主催、総会の招集をし、その議長を務める。

(運営委員会など)

- 第9条 1. この会は、運営委員若干名及び監事2名を置く。
2. 運営委員及び監事は、会員より選出される。
3. 運営委員及び監事の任期は各々3年とするが再任を妨げない。

- 第10条 1. この会に運営委員長を置く。
2. 運営委員長は、この会を代表し、運営委員会の議長となる。
3. 運営委員長の選出は運営委員の互選による。

4. 運営委員長の任期は3年とし重任を妨げないが再任は連続2期までとする。
5. 運営委員長が任期途中で交代した場合は、当該任期の残余期間を1期目の任期とする。

(監事の職務)

第11条 監事は、この会の会計及び事務の監査を行うものとする。

(総会)

- 第12条
1. 総会は毎年1回開催され、事業の計画、経過、会計などの報告及び議決を行う
 2. 総会は委任状を含め会員の1/5以上の出席をもって成立し、総会出席者の1/2以上をもって議決する。

日本小児脂質研究会細則

(会費)

第1条 会則第5条に定める会費は、年額5,000円とする。

(研究会)

第2条 研究会は毎年1回開催する。

(研究会の記録)

第3条 研究会で発表された内容は、記録集を作成し公表される。

第4条 会則第5条の2に記す名誉会員とは、運営委員長経験者もしくはそれに類する者とし、本学会の発展に著しく貢献した者とする。

第5条 名誉会員はあらかじめ運営委員が運営委員長に推薦し、運営委員長は運営委員会に諮り決定し、総会で報告する。

第6条 名誉会員は会費が免除され運営委員会に出席して発言することができる。但し、議決権は有さない。